

株 主 各 位

東京都中央区日本橋箱崎町24番1号

株式会社シーエーシー

代表取締役社長 酒 匂 明 彦

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年3月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 2階 「春海の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第48期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 新設分割計画承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役12名選任の件
- 第5号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類の内容について修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.cac.co.jp/>）において掲載することによりお知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、金融緩和政策等を背景とした円高是正や株価上昇により、企業収益や個人消費に改善傾向が見られ、緩やかながらも景気回復の動きが継続しました。

国内ITサービス市場は、企業のIT投資意欲はやや回復しているものの、受注条件に改善傾向は見られず、同業他社との競争も激しいことから、引き続き厳しい事業環境が続いています。一方、医薬品開発支援分野では、製薬会社のアウトソーシング志向を背景に需要は堅調であり、市場は拡大を続けています。

このような状況下で、当社グループは、お客様のIT投資動向に機動的に対応して受注の確保に努めるとともに新領域のITサービスの育成に取り組み、また、医薬品開発支援サービスの強化と拡大に注力しました。その結果、当連結会計年度の業績は、次のとおりとなりました。

売上高は、システム構築サービスが減少した一方、システム運用管理サービスおよびBPO/ITOサービスが伸長したことにより、前年度比3.6%増加の409億63百万円となりました。

損益面については、開発・運用体制高度化のための投資増、およびITサービス分野の一部不採算案件の影響により、営業利益が前年度比6.2%減少の25億28百万円となり、経常利益は前年度比7.7%減少の26億64百万円となりました。当期純利益は、投資有価証券売却益2億35百万円の計上もあって、前年度比26.8%増加の15億14百万円となりました。

また、1株当たり当期純利益は76円7銭（前連結会計年度59円99銭）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

<システム構築サービス>

金融分野向けは増加したものの、他の分野、特に信託分野向け等が減少したことにより、システム構築サービスの当連結会計年度の売上高は、前年度比4.0%減少の144億10百万円となりました。

<システム運用管理サービス>

ハードウェア売上増加の寄与もあって、サービス分野向け、および医薬分野向けが伸長したため、システム運用管理サービスの当連結会計年度の売上高は、前年度比7.1%増加の162億21百万円となりました。

<BPO/BTOサービス>

医薬品開発支援サービスが引き続き堅調に推移したため、BPO/BTOサービスの当連結会計年度の売上高は、前年度比10.1%増加の103億31百万円となりました。

※BPO：Business Process Outsourcing

※BTO：Business Transformation Outsourcing

企業集団の事業部門別売上高

(金額単位：百万円)

事業	第 47 期 (平成24年度)		第 48 期 (平成25年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
システム構築サービス	15,017	38.0%	14,410	35.2%
システム運用管理サービス	15,145	38.3%	16,221	39.6%
BPO / BTO サービス	9,382	23.7%	10,331	25.2%
合計	39,545	100.0%	40,963	100.0%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、5億17百万円で、その主なものは、自社利用目的のソフトウェア購入および組織改編に伴うオフィスレイアウト変更費用等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として20億円の調達を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度中において該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受の状況
当連結会計年度中において該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当連結会計年度中において該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当連結会計年度中において該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 45 期 (平成22年12月期)	第 46 期 (平成23年12月期)	第 47 期 (平成24年12月期)	第 48 期 (当連結会計年度) (平成25年12月期)
売 上 高 (百万円)	36,614	38,882	39,545	40,963
経 常 利 益 (百万円)	2,035	2,776	2,887	2,664
当 期 純 利 益 (百万円)	1,026	39	1,194	1,514
1株当たり当期純利益 (円)	51.09	1.98	59.99	76.07
総 資 産 (百万円)	31,781	31,363	32,233	37,020
純 資 産 (百万円)	20,316	19,294	20,200	22,833
1株当たり純資産額 (円)	979.73	940.20	993.35	1,124.81

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権の比率	主 な 事 業 内 容
株式会社 アークシステム	百万円 150	% 100.0	システムの企画、構築、運用管理に関する高度技術提供
株式会社 シーエーシーナレッジ	百万円 50	% 51.0	システム開発・保守・運用管理、パッケージソフト開発・販売
株式会社 CACオルビス	百万円 30	% 90.0	システムコンサルティング、ソフトウェア企画・開発、特機事業、システム運用・保守、ハードウェア販売
株式会社 CACマルハニチロシステムズ	百万円 100	% 80.0	システムの企画・設計、ソフトウェアの開発、システムの運用・保守
株式会社 ハイテックシステムズ	百万円 10	% 100.0 (100.0)	ソフトウェア製品の開発・販売・保守、ソフトウェアの開発
株式会社 きざしカンパニー	百万円 111	% 78.2	インターネットサイトの企画・開発・運営、インターネットに関する技術・情報の提供
株式会社 クリニカルトラスト	百万円 50	% 100.0	医薬品・医療機器の治験・製造販売後臨床試験のモニタリング
株式会社 CACエクシケア	百万円 90	% 100.0	創薬・非臨床、臨床開発、薬事申請、製造販売後調査、安全性情報管理など医薬品開発全般に関わるサービス
CAC AMERICA CORPORATION	千米ドル 300	% 100.0	システムコンサルティング、システムインテグレーション、ヘルプデスクサービス
CAC EUROPE LIMITED	千英ポンド 220	% 100.0 (0.9)	システムコンサルティング、システムインテグレーション
CAC PACIFIC CORPORATION	千米ドル 1,000	% 82.5	システムインテグレーション、先進IT関連の調査・研究
希重思（上海）信息技術有限公司	千米ドル 1,450	% 82.5	システムインテグレーション、ソフトウェア開発

会 社 名	資 本 金	議決権の比率	主 な 事 業 内 容
高達計算機技術（蘇州）有限公司	千米ドル 1,888	% 100.0	システム開発、ソフトウェア開発
CAC India Private Limited	千印ルピー 30,000	% 100.0 (0.3)	情報システムのコンサルティング・構築・運用管理、BPOサービス

- (注) 1. 議決権比率欄の（ ）内は、間接所有の議決権の比率であります。
2. 平成25年12月31日にCAC PACIFIC CORPORATIONを解散しております。

(4) 対処すべき課題

情報システムの構築、運用などの国内ITサービス市場は、経済の緩やかな成長を背景に2014年以降も成長を継続するものの、その伸び率は年平均で1%台にとどまると見込まれています。低成長の要因は、企業の海外進出とIT予算の海外シフトが進展していること、IT投資の重点がクラウド、モバイル、ビッグデータ活用などの分野に移る一方で、従来型のITサービス、特に既存システムの保守や運用にコスト圧縮志向が継続していることにあります。そのため、国内向けの従来型ITサービスへの依存から脱却することが重要な課題となっています。

一方、近年、当社グループの主力事業として大きく成長している医薬品開発支援の分野は、製薬会社のアウトソーシング志向を背景に市場規模は着実に拡大を続けています。ただし、業界再編などにより競争環境には変化が見られ、また、この分野でも、進展するグローバル化への対応が今後の成長に向けた課題になっています。

当社グループは、こうした市場構造の変化に対し、強い危機感を持って、事業構造の進化と改革を進めております。その基本戦略は、「特化分野の先鋭化」「海外サポート力の拡大」「新事業領域の強化」「知識集約型企業としての進化」の4つです。

当事業年度末に、インドIT企業のAccel Frontline Limitedの買収を決定したのは、こうした戦略に基づくものであり、これは、当社グループの海外サポート力拡充に大きく寄与するものです。また同社は、当社グループが手掛けていない領域でも事業展開しており、国内外で最も活動的なIT分野を含む領域で収益を伸ばしています。今回の買収では、こうした領域に進出できた意義も大きく、これにより、新事業領域の強化を加速できると考えています。当社グループの成長に資するこうした外部資源の獲得には、今後も戦略的に取り組んでまいります。

また、同じく当事業年度末に、持株会社体制への移行を発表いたしました。これは、グループの各事業において環境変化への対応力を高めることと、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制の構築のために行うものであり、グローバルの視点でのサービス提供体制のマネジメントも、持株会社である株式会社CAC Holdingsが行っていく予定にしております。

さらに、システム開発および運用の国際標準モデルの採用や自社製開発プラットフォームの機能拡張など、知識集約型企業に向けた取組みについても、引き続き投資を行ってまいります。

このような取組みにより、ますます進展するグローバル化に適応しながら、専門領域を中心とする知識ベースの価値の提供や、ITによる新たな価値の提案を通じて、企業および個人のIT活用の領域で、革新への貢献を期待される企業となることを目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年12月31日現在）

当社グループは、システム構築サービス、システム運用管理サービス、およびBPO/BTOサービスを主な事業としております。各事業における主なサービス内容については次のとおりであります。

<システム構築サービス>

企業情報システムに関わるコンサルティング、システム開発および保守、パッケージインテグレーション、インフラ構築などのサービス提供を行っています。

<システム運用管理サービス>

総合的なシステム運用管理サービスのほか、データセンター、ヘルプデスク/コールセンターなどのサービス提供を行っています。

<BPO/BTOサービス>

ITと業務機能を併せた業務受託サービスの提供を行っています。

(6) 主要な事業所および工場（平成25年12月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	東京都中央区
江東事業所	東京都江東区
つくば事業所	茨城県つくば市

② 子会社の主要な事業所

株式会社アークシステム	東京都中央区
株式会社シーエーシーナレッジ	東京都中央区
株式会社CACオルビス	大阪市西区
株式会社CACマルハニチロシステムズ	東京都中央区
株式会社ハイテックシステムズ	山口県下関市
株式会社きざしカンパニー	東京都中央区
株式会社クリニカルトラスト	東京都港区
株式会社CACエクシケア	東京都中央区

CAC AMERICA CORPORATION
 CAC EUROPE LIMITED
 希亜思（上海）信息技術有限公司
 高達計算機技術（蘇州）有限公司
 CAC India Private Limited

米国 ニューヨーク州
 英国 ロンドン
 中国 上海市
 中国 江蘇省蘇州市
 インド ムンバイ

(7) 使用人の状況（平成25年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,239名	73名増

(注) 上記使用人数には、企業集団外への出向者 2 名及び企業集団内への役員出向者 2 名を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,040名	21名減	40.4歳	14.9年

(注) 上記使用人数には、他社への出向者 316 名を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,000百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の現況（平成25年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 86,284,000株
- ② 発行済株式の総数 21,541,400株
- ③ 株主数 5,498名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数(百株)	持 株 比 率(%)
株 式 会 社 小 学 館	35,122	17.64
ア ス テ ラ ス 製 薬 株 式 会 社	10,777	5.41
キ リ ン ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	10,400	5.22
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	10,243	5.14
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	9,451	4.74
C A C 社 員 持 株 会	7,270	3.65
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,840	2.43
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	4,629	2.32
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 505041 (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	4,046	2.03
東 洋 ゴ ム 工 業 株 式 会 社	2,890	1.45

(注) 持株比率は自己株式(1,634,043株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成25年12月31日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の
状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (平成25年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	島 田 俊 夫	一般社団法人情報サービス産業協会副会長
代表取締役社長	酒 匂 明 彦	該当はありません
取締役兼執行役員	川真田 一 幾	本社業務担当 CAC PACIFIC CORPORATION Director & Chairman & Secretary
取締役兼執行役員	安 達 利 宏	グローバル営業業務担当、産業営業本部長 株式会社アークシステム社外取締役
取締役兼執行役員	長 倉 浩 和	グローバル制作業務担当、サービスビジネスユニット長 希亜思（上海）信息技术有限公司董事長 高達計算機技術（蘇州）有限公司董事長 CAC India Private Limited Director CAC PACIFIC CORPORATION Director
取締役	花 田 光 世	慶應義塾大学総合政策学部教授 オイシックス株式会社社外取締役 三谷産業株式会社社外取締役 一般財団法人SFCフォーラム代表理事
取締役	松 島 茂	東京理科大学大学院イノベーション研究科技術経営専攻教授 野村不動産ホールディングス株式会社社外取締役
取締役	廣 瀬 通 孝	東京大学大学院情報理工学系研究科知能機械情報学専攻教授
取締役	黒 田 由 貴 子	株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング ファウンダー・取締役 株式会社サイコム・ブレインズ取締役 丸紅株式会社社外取締役 アステラス製薬株式会社社外監査役
常勤監査役	松 村 晶 信	株式会社CACオルビス監査役 株式会社さざしカンパニー監査役 株式会社CACエクシケア社外監査役
常勤監査役	大須賀 正 之	株式会社クリニカルトラスト社外監査役
監査役	藤 谷 護 人	弁護士法人エルティ総合法律事務所所長（弁護士）
監査役	大 澤 敏 男	該当はありません

- (注) 1. 取締役花田光世氏、取締役松島茂氏、取締役廣瀬通孝氏、取締役黒田由貴子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤谷護人氏および監査役大澤敏男氏は、社外監査役であります。
3. 取締役兼執行役員川真田一幾氏の担当は、平成26年1月1日より、本社業務担当、経営統括本部長兼大阪支社長兼秘書室担当に変更しております。また、CAC PACIFIC CORPORATIONの解散に伴い、平成25年12月31日に、CAC PACIFIC CORPORATION Director & Chairman & Secretaryを退任しております。
4. 取締役兼執行役員安達利宏氏の担当は、平成26年1月1日より、グローバル営業業務担当、医薬営業本部長に変更しております。
5. 取締役兼執行役員長倉浩和氏は、CAC PACIFIC CORPORATIONの解散に伴い、平成25年12月31日に、CAC PACIFIC CORPORATION Directorを退任しております。
6. 当社は、取締役松島茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
萩原 高行	平成25年3月28日	任期満了	取締役兼執行役員 先端技術担当 株式会社きざしカンパニー代表取締役社長
木野戸 裕	平成25年3月28日	任期満了	常勤監査役 株式会社クリニカルトラスト社外監査役

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (4名)	143百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	43百万円 (9百万円)
合計	15名	187百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年3月30日開催の第40回定時株主総会において年額240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とご承認をいただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成9年12月11日開催の臨時株主総会において月額4百万円以内とご承認をいただいております。
 4. 平成20年3月27日開催の第42回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、制度廃止時の要支給額を打切り支給すること、また、贈呈の時期は、各取締役および各監査役の退任時とする旨、併せてご承認をいただいております。
 5. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与の支給見込額が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

1. 取締役 花田光世氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

オイシックス株式会社の社外取締役および三谷産業株式会社の社外取締役を兼務しております。いずれの会社とも特別の関係はありません。

一般財団法人SFCフォーラムの代表理事を兼務しております。同法人とは特別の関係はありません。

慶應義塾大学総合政策学部の教授を兼務しております。同校とは特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、主に組織経済学の専門家の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

2. 取締役 松島茂氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
野村不動産ホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しております。
同社とは特別の関係はありません。

東京理科大学大学院イノベーション研究科技術経営専攻の教授を兼務しております。同校とは特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会15回のうち11回に出席し、主に経営学の専門家の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

3. 取締役 廣瀬通孝氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

東京大学大学院情報理工学系研究科知能機械情報学専攻の教授を兼務しております。同校とは特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、主に先端技術の専門家の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

4. 取締役 黒田由貴子氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングのファウンダー・取締役、株式会社サイコム・ブレインズの取締役、丸紅株式会社の社外取締役、およびアステラス製薬株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、アステラス製薬株式会社は当社株式の持株比率5.41%を保有する大株主であり、同社からシステム構築サービス等を受託しております。また、株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングに社内研修を委託しております。その他の会社とは特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、主に経営者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

5. 監査役 藤谷護人氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
弁護士法人エルティ総合法律事務所所長（弁護士）を兼務しております。
同事務所とは特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

6. 監査役 大澤敏男氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、主に大手上場企業の経営企画、経営管理の経験を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

7. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役および各社外監査役ともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽A S G有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社子会社CAC AMERICA CORPORATIONおよびCAC PACIFIC CORPORATIONの計算関係書類の監査は、EOS Accountants LLP (米国ニュージャージー州) が行っており、CAC EUROPE LIMITEDについては、Greenback Allan LLP (英国ロンドン) が、希亜思 (上海) 信息技術有限公司については、Shanghai RISMO CPA Ltd. (中国上海市) が、高達計算機技術 (蘇州) 有限公司については、Welsen CPA Co.,Ltd. (中国江蘇省蘇州市) が、また、CAC India Private LimitedについてはSudit K Parekh & Co (インドムンバイ市) が計算関係書類の監査をそれぞれ行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務 (非監査業務) として、監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書 (日本公認会計士協会 平成23年12月22日)」に基づく内部統制の整備・運用状況の検証業務等を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役会が、会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の継続監査年数などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

ア. 取締役会は、法令遵守の体制を含む内部統制システムの構築方針・計画を決定するとともに、同方針・計画に基づき内部統制に係るマネジメントシステムを構築し、維持する。

イ. 取締役の任期を1年とし、取締役会には社外取締役を継続して選任する体制とする。また、取締役等の報酬に関する妥当性を審議するため社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置する。

ウ. 当社は、「我々の信条」に基づき、役員および社員等が遵守すべき行動規範、行動基準などから成るコンプライアンスマニュアルを定めるとともに、コンプライアンス意識の維持と確立を図るため、チーフ・コンプライアンス・オフィサーのもとにコンプライアンス統括部門を設置する。

エ. 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える勢力または団体とは一切関係を持たず、さらにこれらの勢力や団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

ア. 当社は、法令および文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存・管理する。

イ. 取締役および監査役は、これら情報について適宜閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

ア. 当社は、リスク管理の基本規程としてリスクマネジメント要綱を定めるとともに、災害、雇用、情報セキュリティ、プロジェクト管理、コンプライアンス等のリスクをトータルに認識・評価し、対応するために、リスク管理統括責任者のもとにリスク管理統括部門を設置する。

イ. 業務執行状況に関しては、レビューボード等で審議し、重要な執行案件については取締役会、連結経営会議および執行会議において定期的に審議・報告を行い、必要に応じ速やかにかつ適切にリスクへの対応を行う。

ウ. 損失の危険のある業務行為が発見された場合の通報体制を確立するとともに、重大な災害等が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機対策を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
 - ア. 取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時開催するものとし、また、執行役員制度を設け、意思決定機関を連結経営会議と執行会議に分離して機動的な経営を行う。
 - イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程等においてその執行手続を定める。
 - ウ. 業務の運営は、中期経営戦略および年度計画を策定し、これに基づいて各部門で立案された部門業務計画に沿って実施し、その執行状況については取締役会、連結経営会議および執行会議で定期的に報告する。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - ア. 当社は、社員が遵守すべき行動規範、行動基準などから成るコンプライアンスマニュアルを定めるとともに、コンプライアンス意識の維持と確立を図るため、チーフ・コンプライアンス・オフィサーのもとにコンプライアンス統括部門を設置する。
 - イ. 業務執行状況および内部統制に関わる取組状況等を監視する機能として、執行部門から独立した社長直轄の内部監査部門を設置する。
 - ウ. 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報制度を設け、社員からの社外弁護士またはコンプライアンス統括部門等への通報（匿名も可）体制を確立する。
 - エ. 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える勢力または団体とは一切関係を持たず、さらにこれらの勢力や団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
 - ア. 子会社および主要な関連会社（以下「関係会社」という）との緊密な連携のもと、各関係会社において業務規程・手続を整備する。
 - イ. 当社グループの中期経営戦略および各社の年度計画については、関係会社の社長および当社役員から成るグループ合同役員会を開催し、説明、報告を行う。
 - ウ. 関係会社管理規程およびその管理統括部門を定め、これに基づき関係会社の業務執行状況について管理・指導を行い、定期的に取り締役に報告を行う。
 - エ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についてのグループ通報制度を設け、関係会社社員からの社外弁護士への通報（匿名も可）体制を確立する。

- オ. 当社監査役と関係会社監査役の連携を緊密にするため、グループ監査役会を定期的を開催する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
- ア. 監査役職務を補助すべき使用人に関する規定を設け、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置く体制とする。
8. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）
- ア. 監査役スタッフについての評価は監査役が行い、その任命、解任、人事異動、賃金改定等に関しては監査役の承認を得るものとする。
- イ. 監査役スタッフは業務執行に係る役職を兼務しないこととする。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）
- ア. 取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、コンプライアンスに関する通報状況について速やかに監査役に報告する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
- ア. 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、連結経営会議および執行会議等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書の閲覧およびその説明を取締役または使用人に求めることとする。
- イ. 監査役と代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門との間で定期的な意見交換会を開催する。
11. 財務報告に係る内部統制システムに関する事項
- ア. 経営者は、信頼性のある財務報告を重視する意向を組織の内外に表明するとともに、「財務報告に係る内部統制システムの整備・運用の基本方針」に基づき、方針や原則、体制等を明確化し、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを整備・充実する。
- イ. 取締役会は、上記「財務報告に係る内部統制システムの整備・運用の基本方針」を決定する。
- ウ. 経営者は、グループ全体としての財務報告に係る内部統制システムの整備・充実に資するための独立的評価を担う部門として、内部統制統括部門を設置する。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれも予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為をなそうとする特定株主グループを「当該買付者」といいます）が一定の合理的なルールに従って行われることにより、株主の皆様に必要な情報が提供され、不適切な買収により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止して、企業価値の向上に資することになるとの観点から、平成23年3月24日開催の第45回定時株主総会において、大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新につき、ご承認をいただいております。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）または買付等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者とその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）および特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

1. 本対応方針導入の目的

大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべき事項と考えますが、そのためには買付提案に関する十分な情報やそれを評価するための相当な時間が株主の皆様へ提供される必要があると考えております。そのように考える理由は以下のとおりであります。

当社グループは情報化戦略の立案、システム構築、システム運用管理などのITサービスを主たる事業としており、顧客企業各々の情報システムのニーズに合致したサービスを継続的に提供しております。その結果として特定の企業ならびにその属する業界において多くの業務経験を積み、特有の業務知識・ノウハウを習得したことで、顧客企業から高い評価をいただき、信頼関係を継続しております。そのことこそが、同業他社との競争において、当社グループの重要な強みとなっており、同時に当社グループの企業価値の源泉となっていると認識しております。したがって、各顧客企業と当社との関係性への十分な理解

なくして、当社グループの企業価値や買付提案の妥当性を判断するのは容易でない場合があります。

そのため、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様適切に判断いただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から、上記のような事業の背景を踏まえた今後の経営方針、事業計画に加え、特に顧客あるいは業界という側面での営業方針・政策などについての適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。

また、大規模買付行為によって株主の皆様が不測の不利益を被ることを防止し、場合によっては取締役会が株主の皆様の利益のために買付提案の改善を当該買付者に要求する、あるいは代替案を提示するためのルールが必要であると考えております。

当社はこのような基本的な考え方のもとで、以下のとおり大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定するものであります。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 当該買付者は、大規模買付行為の実施前に取締役会に対して、株主の皆様および取締役会の判断のために十分な情報（以下「本件必要情報」といいます）を提供するものとします。その内容は以下のとおりであります。

- ① 当該買付者の概要（当該買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます）
- ② 大規模買付行為の目的および内容
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠
- ④ 買付資金の存在を根拠づける資料
- ⑤ 当社の経営に参画した後、向こう5年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

本件必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、当該買付者は大規模買付行為を行う前に先ず当社代表取締役宛に、当該買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の内容を明示し、大規模買付ルールに従う旨を記載した意向表明書を提出するものとします。

当社は、意向表明書を受領後10営業日以内に、当該買付者から当初提供していただくべき本件必要情報のリストを当該買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分であると認められる場合は、十分な本件必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

大規模買付行為があった事実および当社取締役に提供された本件必要情報

は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合は、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

- (2) 取締役会は、当社の要請に基づく本件必要情報の全てを当社が受領した翌日から起算して、60日（買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式全部の買付の場合）または90日（その他の場合）以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成のために必要な期間（以下「取締役会検討期間」といいます）とし、当該買付者は取締役会検討期間中大規模買付行為を開始しないものとします。

また、取締役会は、取締役会検討期間中、当該買付者から提供された本件必要情報を検討し、取締役会としての意見を取りまとめ公表いたします。

3. 対応

- (1) 当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

もし当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、取締役会は、当該買付提案に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆様を説得したり、その他の適法かつ相当な対応をとることがありますが、原則として3(2)①または3(2)②に記載した対抗措置をとりません。ただし、たとえ大規模買付ルールが遵守されても大規模買付行為が株主の皆様の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合（例えば、①真に経営参加する意思がなく、株価を一時的に吊り上げて高値で転売する目的である場合、②当社の顧客基盤その他経営資源を当該買付者に移転するなどいわゆる焦土化が目的である場合、③経営資源の売却等によって一時的な高配当により株価を一時的に吊り上げて高値で転売する目的である場合など）は、株主の皆様の利益を守るために、3(2)①または3(2)②に記載した対抗措置をとる場合があります。

- (2) 当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、取締役会は株主の皆様の利益を守ることを目的として、以下の具体的対抗策のうち、取締役会が適切と判断する措置をとることができるものとします。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社の株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

① 新株予約権の無償割当て

ア. 新株予約権の割当てを受ける者および割当てする新株予約権の数

取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の所有する当社普

通株式を除く) 1株につき1個の割合で新株予約権を割当てるものといたします。

イ. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的たる株式の数は新株予約権1個当たり1株といたします。

ウ. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、取締役会が別途定める割当期日における当社の最終の発行済株式総数(ただし、当社の有する当社普通株式を除く)に相当する数とします。

エ. 新株予約権の発行価額

無償といたします。

オ. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円を下限とし時価の2分の1以上を上限とする金額の範囲内で取締役会が定める額といたします。

カ. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものといたします。

キ. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものといたします。

② その他の対抗策

①によることが妥当でないと判断される場合で大規模買付行為に対する対抗策を実施する場合は、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置のうち大規模買付行為に対する対抗策として適法かつ相当と認められる措置をとるものといたします。

(3) 対抗措置発動後の停止

取締役会は、本対応方針に基づき大規模買付行為に対する対抗策を実施することを決定した場合であっても、当該買付者が大規模買付行為を中止した場合や大規模買付ルールを遵守することに同意するなど3(1)(2)に記載する対抗策の発動要件が解消されたと取締役会が判断した場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。

(4) 特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために、社外取締役、社外監査役ならびに必要なに応じて選任さ

れる社外有識者で構成される特別委員会を設けます。

取締役会は、3(2)①または3(2)②に記載した対抗措置をとるか否かおよび対抗措置の解除その他重要な判断について必ず特別委員会の勧告を経るものとし、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、特別委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有するものとし、その招集が確実にされるようにします。なお、特別委員会の運営規程は下記のとおりであります。

『特別委員会運営規程』

(設置)

第1条 特別委員会は、取締役会の決議により設置される。

(構成)

第2条 特別委員会の委員は、3名以上とする。

2 特別委員会は、以下各号の委員によって構成されるものとし、取締役会が委員を選任する。

- (1) 1名以上の社外取締役
 - (2) 1名以上の社外監査役
 - (3) 当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者であって、当社取締役会によって指名された者（原則として、弁護士、公認会計士等の専門家、学識者、金融商品取引に精通する者、または、企業経営経験者、企業経営専門家等とする）
- 3 委員の追加の必要がある場合、取締役会が独自の判断で候補者を決定する他、特別委員会は取締役会に対して候補者を推薦することができるものとし、かかる推薦があったとき、取締役会は推薦内容を検討するものとする。
- 4 取締役会は、委員の中から1名を特別委員会委員長に選任し、また、委員の中から1名を特別委員会委員長の職務代行者に選任する。

(任期)

第3条 委員の任期は以下各号のとおりとし、重任を認めるものとする。

- (1) 社外取締役および社外監査役である委員
各々の取締役または監査役としての任期と同じとする。
- (2) 社外有識者である委員
選任後2年とする。

(役割)

第4条 特別委員会は、取締役会の要請に応じて、原則として以下各号の事項について、勧告内容を決定し、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとし、取締役会は、当該勧告を最大限尊重して最終的な決定を行う。

- (1) 買収への対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うこと
 - (2) 買収提案者との事後交渉に基づいて、新株予約権の取得、発行中止を行うこと
 - (3) 前二号に準じる重要な事項
 - (4) その他、取締役会が特別委員会に勧告を求める事項
- 2 特別委員会は、決定に際して、買収提案者や買収提案の内容等について十分な情報を取得するよう努めるものとする。

3 特別委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社とする。

4 委員は、決定を行うにあたって、当社の企業価値に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

(招集)

第5条 特別委員会は、代表取締役（代表取締役に事故ある場合は取締役会が指名した取締役）および各委員がこれを招集する。

(定足数、決議の要件、議長、オブザーバー)

第6条 特別委員会は、特別利害関係者を除く全委員の2分の1以上が出席することによって成立し、その決議は出席した委員（特別利害関係者を除く）の過半数をもってこれを行うものとし賛否同数の場合は委員長の判断に従う。ただし、賛否同数であって委員長が欠席の場合は職務代行者の判断に従う。

2 特別委員会の議長は、委員長がこれを務めるものとし、委員長に事故あるときは他の委員がこれを務める。

3 決議の対象である買収案件に関して特別な利害関係を有する委員は、決議の議決権を有しないものとする。

4 以下各号の者は、議決権を持たないオブザーバーとして特別委員会に出席できる。

(1) 代表取締役（代表取締役に事故ある場合は取締役会が指名した取締役）

(2) 代表取締役が出席を必要と認める者

(3) 特別委員会が出席を必要と認める者

(事務局)

第7条 特別委員会には事務局を置き、経営管理部長がこれにあたる。

(改訂)

第8条 この規程の改訂は、特別委員会の諮問を経て、取締役会がこれを行う。

(5) 本対応方針の見直しおよび有効期間

取締役会は、関係法令の整備等を踏まえ、本対応方針を随時見直すものいたします。

また、本対応方針の有効期間は平成26年3月に開催予定の当社の第48回定時株主総会終結の時までとします。

なお、本対応方針は、その有効期間中であっても、株主総会または取締役会において廃止する旨の決議がなされた場合は、その時点で廃止されるものとします。

4. 発動時に株主・投資者に与える影響等

(1) 発動時に株主・投資者に与える影響

大規模買付行為に対して対抗措置を講じることを決定した場合は、法令お

よび証券取引所規則等に則って適時適切な開示を行い、また、当該買付者以外の株主、投資者に不利益を与えることのないよう適切な配慮をいたします(ただし、株主の皆様が以下(2)の手続に従うことを前提といたします)。

なお、3(3)に記載のとおり、取締役会決議により対抗措置の発動を停止することがあります。取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当てを決議した後において、この発動を停止した場合または無償割当てがなされた新株予約権の全てを当社が無償取得する場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じません。したがって、希釈化が生じることを前提として当社株式の売買等の取引を行った株主、投資者は、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

(2) 発動に伴って必要となる株主の皆様の手続

対抗措置を講じる場合に株主の皆様は、以下の手続をとらない場合は株式持分の希釈化の不利益を受けます。

(新株予約権の発行の場合)

別途公告する基準日までに名義書換を完了し、引受に関わる意思表示と行使手続(行使価額相当額の払込等)を行っていただく必要があります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を資本政策上の重要な施策の一つとして位置づけております。

将来における企業成長と経営環境の変化に対応するため、必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主の皆様への利益還元を安定的かつ継続的に行うことを基本方針とし、剰余金の配当等を実施しております。

連結貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	23,414	流動負債	6,524
現金及び預金	9,546	支払手形及び買掛金	2,226
受取手形及び売掛金	6,842	短期借入金	197
有価証券	3,615	1年内償還予定の社債	300
商品	1	リース債務	210
仕掛品	661	未払費用	980
貯蔵品	13	未払法人税等	677
前払費用	485	未払消費税等	217
預け金	1,497	賞与引当金	263
繰延税金資産	387	受注損失引当金	405
その他	373	その他	1,045
貸倒引当金	△11	固定負債	7,662
固定資産	13,605	社債	600
(有形固定資産)	1,093	長期借入金	2,000
建物及び構築物	294	リース債務	348
機械装置及び運搬具	1	退職給付引当金	4,591
土地	182	役員退職慰労引当金	11
その他	615	その他	111
(無形固定資産)	3,056	負債合計	14,187
ソフトウェア	990	純資産の部	
のれん	1,984	株主資本	20,272
その他	81	資本金	3,702
(投資その他の資産)	9,455	資本剰余金	3,969
投資有価証券	7,938	利益剰余金	14,238
長期前払費用	127	自己株式	△1,637
差入保証金	439	その他の包括利益累計額	2,119
繰延税金資産	696	その他有価証券評価差額金	2,174
その他	277	為替換算調整勘定	△54
貸倒引当金	△24	少数株主持分	441
資産合計	37,020	純資産合計	22,833
		負債・純資産合計	37,020

連結損益計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		40,963
売 上 原 価		32,724
売 上 総 利 益		8,238
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,710
営 業 利 益		2,528
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	124	
そ の 他	79	203
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24	
そ の 他	42	67
経 常 利 益		2,664
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	235	235
特 別 損 失		
そ の 他	0	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,898
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,168	
法 人 税 等 調 整 額	175	1,344
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,554
少 数 株 主 利 益		40
当 期 純 利 益		1,514

連結株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,702	3,969	13,360	△1,637	19,394
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△637		△637
当 期 純 利 益			1,514		1,514
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	877	△0	877
当 期 末 残 高	3,702	3,969	14,238	△1,637	20,272

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	653	△273	380	425	20,200
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			—		△637
当 期 純 利 益			—		1,514
自 己 株 式 の 取 得			—		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,521	218	1,739	15	1,755
当 期 変 動 額 合 計	1,521	218	1,739	15	2,632
当 期 末 残 高	2,174	△54	2,119	441	22,833

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社

連結子会社の数	13社
会社の名称	株式会社アークシステム 株式会社シーエーシーナレッジ 株式会社CACオルビス 株式会社CACマルハニチロシステムズ 株式会社ハイテックシステムズ 株式会社きざしカンパニー 株式会社クリニカルトラスト 株式会社CACエクシケア CAC AMERICA CORPORATION CAC EUROPE LIMITED 希亜思（上海）信息技術有限公司 高達計算機技術（蘇州）有限公司 CAC India Private Limited

前連結会計年度において連結子会社でありましたCAC PACIFIC CORPORATIONは当連結会計年度中に解散したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社

関連会社の数	1社
会社の名称	シーイーエヌソリューションズ株式会社

(2) 持分法を適用しない関連会社

持分法非適用会社の数	2社
会社の名称	株式会社エス・シー・アイ データデザイン株式会社

上記の会社は、当期純損益および利益剰余金の額のうち持分に見合う額が、連結純損益および連結利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの ……………

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ……………

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品 ……………

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……………

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～47年
機械装置及び運搬具	6～15年
その他	5～20年

無形固定資産

ソフトウェア ……………

市場販売目的ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法によっております。

（リース資産を除く）

また、自社利用目的ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

のれん ……………

のれんの償却については、発生原因に応じて、20年以内の期間にわたり均等償却を行っております。

リース資産 ……………

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……………

当社および国内子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ……………

当社および国内子会社は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

受注損失引当金 ……………	当社および国内子会社は、ソフトウェアの請負契約に基づく開発等のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
退職給付引当金 ……………	<p>当社および国内子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から損益処理することとしております。</p> <p>過去勤務債務については、発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、発生年度から損益処理することとしております。</p>
役員退職慰労引当金 ……………	連結子会社のうち一部の国内子会社は、役員の退職により支給する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
(5) 収益および費用の計上基準 受注制作のソフトウェア ……………	受注制作ソフトウェア開発のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。
(6) 消費税等の会計処理 ……………	税抜方式を採用しております。

会計方針の変更に関する注記

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,244百万円
3. 偶発債務

賃借物件の所有者に対して有する差入保証金の返還請求権812百万円を譲渡しており、同額が「差入保証金」より除かれております。なお、賃借物件の所有者の差入保証金返還に支障が生ずる等、一定の事象が生じた場合において、譲渡した差入保証金の返還請求権を買取る可能性があります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 当連結会計年度の末日における発行済株式数
普通株式 21,541,400株
- 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	318	16	平成24年12月31日	平成25年3月29日
平成25年8月1日 取締役会	普通株式	318	16	平成25年6月30日	平成25年9月6日

- 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	318	16	平成25年12月31日	平成26年3月28日

- 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

金融商品に関する注記

- 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、投資計画等に照らして必要な資金を主に銀行借入または社債発行により調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替相場変動リスクおよび金利変動リスクを回避するために利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクの管理については、取引先ごとに期日および残高の管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図り、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクや発行体等の信用リスクの管理については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金および社債は主に事業投資に必要な資金の調達および安定的な資金残高を確保するための資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。当社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	9,546	9,546	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,842	6,842	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	8,846	8,784	△61
資産計	25,235	25,174	△61
(1) 支払手形及び買掛金	2,226	2,226	—
(2) 短期借入金	197	197	—
(3) 社債（1年内償還予定の社債 含む）	900	900	—
(4) 長期借入金	2,000	2,000	—
負債計	5,323	5,323	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 社債

社債については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

長期借入金については、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率が同等であることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,706

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,124円81銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 76円07銭 |
- 記載金額は銭未満を切り捨てて表示しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

追加情報

連結の範囲の変更を伴う株式取得の決議

当社は、平成25年12月9日開催の取締役会において、インドに本拠を置くIT企業のAccel Frontline Limited（ボンベイ証券取引所およびナショナル証券取引所上場）を連結子会社とするため、株式譲渡および第三者割当ならびに公開買付によって同社株式の過半数を取得することを決議しております。

会社分割の決議

当社は、平成25年12月11日開催の取締役会において、平成26年4月1日を分割期日として会社分割を行い、持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う事業を除く全事業を新設分割承継法人へ承継し、持株会社体制へ移行することを決議しております。

なお、本会社分割は、平成26年3月27日開催予定の当社第48回定時株主総会での承認を条件としております。

貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,385	流動負債	3,977
現金及び預金	5,164	買掛金	1,484
売掛金	3,611	1年内償還予定の社債	300
有価証券	3,499	リース債務	49
仕掛品	349	未払金	8
貯蔵品	4	未払費用	624
前払費用	324	未払法人税等	317
預け金	1,497	未払消費税	118
短期貸付金	0	前受金	325
繰延税金資産	282	預り金	180
その他の	654	賞与引当金	144
貸倒引当金	△4	受注損失引当金	389
固定資産	15,811	その他の	33
(有形固定資産)	338	固定負債	6,844
建物	189	社債	600
器具及び備品	125	長期借入金	2,000
土地	23	リース債務	57
(無形固定資産)	997	長期未払金	37
ソフトウェア	513	退職給付引当金	4,138
のれん	462	その他	11
その他	20	負債合計	10,821
(投資その他の資産)	14,475	純資産の部	
投資有価証券	7,880	株主資本	18,195
関係会社株式	5,625	資本金	3,702
長期貸付金	58	資本剰余金	3,953
長期前払費用	102	資本準備金	3,953
差入保証金	279	利益剰余金	12,177
繰延税金資産	447	利益準備金	79
その他	106	その他利益剰余金	12,098
貸倒引当金	△24	別途積立金	9,614
資産合計	31,197	繰越利益剰余金	2,484
		自己株式	△1,637
		評価・換算差額等	2,180
		その他有価証券評価差額金	2,180
		純資産合計	20,375
		負債・純資産合計	31,197

損 益 計 算 書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,596
売 上 原 価		18,261
売 上 総 利 益		4,334
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,337
営 業 利 益		996
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	669	
そ の 他	157	826
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	
社 債 利 息	8	
そ の 他	17	29
経 常 利 益		1,794
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	235	
子 会 社 清 算 益	179	414
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
そ の 他	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		2,208
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		417
法 人 税 等 調 整 額		228
当 期 純 利 益		1,562

株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計	その 他 有価証券 評価差額金	
		資 本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金 別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	3,702	3,953	79	9,614	1,558	△1,637	17,269	660	17,930
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△637		△637		△637
当 期 純 利 益					1,562		1,562		1,562
自己株式の取得						△0	△0		△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							—	1,519	1,519
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	925	△0	925	1,519	2,445
当 期 末 残 高	3,702	3,953	79	9,614	2,484	△1,637	18,195	2,180	20,375

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 …

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの ……………

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ……………

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品 ……………

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……………

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～20年
器具及び備品	5～20年

無形固定資産

ソフトウェア ……………

市場販売目的ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法によっております。

（リース資産を除く）

また、自社利用目的ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

のれん ……………

のれんの償却については、発生原因に応じて、20年以内の期間にわたり均等償却を行っております。

リース資産 ……………

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (4) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。
- 受注損失引当金 …………… ソフトウェアの請負契約に基づく開発等のうち、当事業年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 数理計算上の差異については、発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から損益処理することとしております。
- 過去勤務債務については、発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、発生年度から損益処理することとしております。
- (5) 収益および費用の計上基準
- 受注制作のソフトウェア …………… 受注制作ソフトウェア開発のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。
- (6) 消費税等の会計処理 …………… 税抜方式を採用しております。

会計方針の変更に関する注記

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 544百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務
関係会社に対する短期金銭債権 483百万円
関係会社に対する短期金銭債務 144百万円
関係会社に対する長期金銭債権 57百万円
4. 保証債務
リース契約における借手の地位移転に伴う債務保証
株式会社CACオルビス 67百万円
金融機関からの借入に対する債務保証
希亜思（上海）信息技術有限公司 197百万円
5. 偶発債務
賃借物件の所有者に対して有する差入保証金の返還請求権812百万円を譲渡しており、同額が「差入保証金」より除かれております。なお、賃借物件の所有者の差入保証金返還に支障が生ずる等、一定の事象が生じた場合において、譲渡した差入保証金の返還請求権を買取る可能性があります。

損益計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高
売上高 335百万円
仕入高 783百万円
営業取引以外の取引高 850百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 1,634,043株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因	
退職給付引当金繰入額	1,493百万円
関係会社株式評価損	186百万円
投資有価証券評価損	95百万円
賞与引当金繰入額	54百万円
受注損失引当金繰入額	148百万円
未払事業税否認額	40百万円
減価償却限度超過額	40百万円
その他	103百万円
繰延税金資産 小計	<u>2,162百万円</u>
評価性引当額	<u>△225百万円</u>
繰延税金資産 合計	1,937百万円
2. 繰延税金負債の発生の主な原因	
その他有価証券評価差額金	<u>△1,207百万円</u>
繰延税金負債 合計	△1,207百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額	32百万円
2. 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	27百万円
3. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	5百万円

関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
子会社	㈱アークシステム	所有 直接 100.0%	コンピューター・プログラムの制作受委託先	コンピューター・プログラムの制作受託 (注1)	160	前受金	18
				コンピューター・プログラムの制作委託 (注1)	156	買掛金	30
子会社	㈱CACエクシケア	所有 直接 100.0%	役員の兼任 間接業務の業務 受託先、経営ノ ウハウの供与先 コンピューター ・プログラムの 制作受託先	間接業務の業務 受託、経営ノウ ハウの供与 (注1)	108	未収入金 立替金	375 51
				コンピューター・プログラムの制作受託 (注1)	74	売掛金	13
子会社	㈱きざしカンパニー	所有 直接 78.2%	役員の兼任 コンピューター ・プログラムの 制作受託先 資金の援助先	コンピューター・プログラムの制作受託 (注1)	24	売掛金	2
				利息の受取	0	長期貸付金	52

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) ㈱アークシステム、㈱CACエクシケア、㈱きざしカンパニーとの取引条件は一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 役員

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	㈱ビーブルフォーカス ・コンサルティング (注1)	—	役員の兼任	社内研修の業務委託 (注2)	10	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 当社役員黒田由貴子氏およびその近親者が議決権の過半数を所有しております。

(注2) 取引条件は一般の取引条件と同様に決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,023円53銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 78円50銭 |

記載金額は銭未満を切り捨てて表示しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

追加情報

連結の範囲の変更を伴う株式取得の決議

当社は、平成25年12月9日開催の取締役会において、インドに本拠を置くIT企業のAccel Frontline Limited (ボンベイ証券取引所およびナショナル証券取引所上場)を連結子会社とするため、株式譲渡および第三者割当ならびに公開買付によって同社株式の過半数を取得することを決議しております。

会社分割の決議

当社は、平成25年12月11日開催の取締役会において、平成26年4月1日を分割期日として会社分割を行い、持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う事業を除く全事業を新設分割承継法人へ承継し、持株会社体制へ移行することを決議しております。

なお、本会社分割は、平成26年3月27日開催予定の当社第48回定時株主総会での承認を条件としております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年2月10日

株式会社シーエーシー

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大村 茂 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーエーシーの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーエーシー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 追加情報に記載されているとおり、会社は平成25年12月9日開催の取締役会において、Accel Frontline Limitedを連結子会社とするため、株式譲渡および第三者割当ならびに公開買付によって同社株式の過半数を取得することを決議している。

2. 追加情報に記載されているとおり、会社は平成25年12月11日開催の取締役会において、平成26年4月1日を分割期日として会社分割を行い、持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う事業を除く全事業を新設分割承継法人へ承継し、持株会社体制へ移行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の監査意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年2月10日

株式会社シーエーシー

取締役会 御中

太陽A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大村 茂 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーエーシーの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 追加情報に記載されているとおり、会社は平成25年12月9日開催の取締役会において、Accel Frontline Limitedを連結子会社とするため、株式譲渡および第三者割当ならびに公開買付によって同社株式の過半数を取得することを決議している。
 2. 追加情報に記載されているとおり、会社は平成25年12月11日開催の取締役会において、平成26年4月1日を分割期日として会社分割を行い、持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う事業を除く全事業を新設分割承継法人へ承継し、持株会社体制へ移行することを決議している。
- 当該事項は、当監査法人の監査意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、当期の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、当期の監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、連結経営会議、執行会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況及び重要プロジェクトの状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽A S G 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽A S G 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月12日

株式会社シーエーシー 監査役会
常勤監査役 松村 晶 信 ㊟
常勤監査役 大須賀 正 之 ㊟
社外監査役 藤谷 護 人 ㊟
社外監査役 大澤 敏 男 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を資本政策上の重要な施策の一つとして位置づけております。将来における企業成長と経営環境の変化に対応するため、必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主の皆様への利益還元を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としており、その方針に基づき、経営基盤の強化と中長期的な安定配当の継続とのバランスを勘案し、剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第48期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金16円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、318,517,712円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

当社グループは、顧客企業の持続的な成長に貢献することを経営の基本方針とし、創業以来の主力事業であるITサービス、および近年、大きく成長している医薬品開発支援サービスを中心に事業展開しております。また、現在遂行中の中期経営戦略では、市場の構造変化を踏まえて「特化分野の先鋭化」「海外サポート力の拡大」「新事業領域の強化」「知識集約型企業としての進化」の4つを基本戦略とし、事業構造の進化と改革を進めております。

これらの戦略遂行を加速し、当社グループが今後さらなる成長を実現していくためには、各事業において環境変化への対応力を高めるとともに、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、持株会社体制へ移行することといたしたいと存じます。

当社が持株会社体制へ移行する具体的な目的は、次のとおりです。

(1) グループ戦略機能の強化と経営資源の最適配分

持株会社体制への移行により、グループ全体の経営戦略立案機能を強化するとともに、グループ経営資源の最適配分を図ります。

(2) 各事業会社の成長

各事業会社においては、市場環境の変化に対応した迅速な意思決定による機動的かつ効率的な事業運営により、それぞれの業態に応じた一層の成長を図ります。

(3) グループでのグローバル対応力の強化

顧客企業におけるIT活用のグローバル化の進展、および医薬品の国際共同治験の拡大などへの対応力を強化すべく、持株会社がグローバルの視点でサービス提供体制のマネジメントを行ってまいります。

2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書（写）

当社は、新設分割の方法によって設立する会社（以下「設立会社」という。）に当社のシステム構築サービス、システム運用管理サービス、BPO/BTOサービスに関する事業の全部を承継させることに關し、以下の通り計画する。

（目的）

第1条 当社は、本計画書に定めるところに従って、新設分割の方法により、当社のシステム構築サービス、システム運用管理サービス、BPO/BTOサービスに関する事業の全部（以下「本件事業」という。）を設立会社に承継させるため、会社分割を行う（以下「本件分割」という。）。

（設立会社の定款で定める事項）

第2条 設立会社の本店所在地は東京都中央区とし、設立会社の目的、商号、発行可能株式総数その他の設立会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社シーエーシー 定款」記載のとおりとする。

（設立会社の設立時役員の名）

第3条 設立会社の次の各号に定める設立時役員の名は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 設立時取締役 島田俊夫、酒匂明彦、川真田一幾、安達利宏、長倉浩和
- (2) 設立時監査役 松村晶信、大須賀正之

（設立会社が承継する権利義務）

第4条 設立会社が本件分割により当社から承継する権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に定めるとおりとする。

2 当社は、前項の規定により設立会社が当社から承継するすべての債務について、一切の債務引受を行わない。

（設立会社が本件分割に際して交付する株式の数）

第5条 設立会社は、本件分割に際して普通株式100株を発行し、そのすべてを前条第1項に規定する権利義務に代えて当社に交付する。

（設立会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

第6条 設立会社の設立時における次の各号に定めるものの額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 資本金 30,000万円
- (2) 資本準備金 7,500万円
- (3) その他資本剰余金 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から上記(1)及び(2)の合計額を控除した額

（分割期日）

第7条 本件分割に係る登記をすべき日は、平成26年4月1日（以下「分割期日」という。）とする。ただし、分割手続の進行上の必要性その他の事由により、当社は、取締役会の決議をもって、これを変更することができるものとする。

（分割条件の変更及び本件分割の中止）

第8条 本計画書作成の日から分割期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合は、当社は、本計画書の内容を変更し、または本件分割を中止することができるものとする。

(競業禁止義務)

第9条 当社は、本件分割後においても、本件事業について、会社法第21条に定める競業禁止義務を負わない。

(分割承認決議等)

第10条 当社は、第7条に定める分割期日の前日までに、株主総会決議、債権者保護手続きその他関連法令により必要となる手続きを行う。

(本計画書に定めのない事項)

第11条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを定める。

平成25年12月11日

東京都中央区日本橋箱崎町24番1号

株式会社シーエーシー

代表取締役社長 酒匂 明彦

別紙1

株式会社シーエーシー 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社シーエーシーと称し、英文では、CAC Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータシステムの統合、開発、保守
2. コンピュータシステムの総合運営管理
3. ソフトウェアパッケージの開発、調達、輸出入、販売
4. コンピュータおよび関連機器の開発、調達、輸出入、販売
5. コンピュータシステムによる情報処理、情報提供サービス
6. 医薬品、医薬部外品、検査用試薬、化粧品、医療機器、健康食品その他ヘルスケアに関する研究、開発、製造、調達、輸出入、販売、サービスおよびそれらに関する支援
7. ビジネス・プロセスのアウトソーシング事業
8. 前各号に関する教育、研修、指導
9. 前各号に関するコンサルティング
10. 労働者派遣事業
11. インターネットを利用した広告業
12. 図書刊行物の出版、販売
13. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、100株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第9条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第10条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にこれを招集する。

(招集地)

第11条 当社の株主総会は東京都区内で開催する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第15条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

② 代表取締役は、各自当会社を代表し、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。

③ 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

③ 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

第 5 章 監査役

(監査役)

第28条 当会社は、監査役を置く。

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第35条 当会社の剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して支払う。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第37条 剰余金の配当金および中間配当金が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

② 未払の剰余金の配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

第1条 当会社が設立に際して発行する株式の総数は、普通株式100株とする。

第2条 第34条の規定にかかわらず当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成26年12月31日までとする。

第3条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

以上

別紙2

承継権利義務明細表

第1 資産及び負債

設立会社は、当社から、次に記載する分割事業に属する資産、負債その他の権利義務を承継する。

1 資産

分割事業に属する資産の一切。

(1) 流動資産

分割事業に属する流動資産の一切。

(2) 固定資産

分割事業に属する固定資産の一切。ただし、土地、のれん、投資有価証券、関係会社株式、差入保証金等を除く。

2 負債

分割事業に属する負債の一切。

(1) 流動負債

分割事業に属する流動負債の一切。ただし、社債、リース債務等を除く。

(2) 固定負債

分割事業に属する固定負債の一切。ただし、社債、長期借入金等を除く。

3 契約上の地位

分割事業に属する売買契約、委託契約、その他契約における契約上の地位の一切。ただし、不動産賃貸借契約を除き、労働契約については、第2に定めるとおりとする。

4 その他

(1) 分割事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、当社から設立会社に承継することが法令上可能であるもの一切。

(2) 分割事業に属する知的財産権及びノウハウ並びにこれらの使用权及び実施権の一切。

第2 労働契約上の権利義務

分割事業に従事する当社の従業員に係る労働契約の一切は、設立会社に承継する。

3. 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

(1) 新設分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

設立会社は、本件分割に際して、普通株式100株を発行し、その全部を当社に割り当て交付いたします。本件分割は、当社が単独で行う新設分割であることから割り当てられる株式数によって当社と設立会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められるところ、当社の持株会社体制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる設立会社株式の効率的な管理および設立会社の資本金の額等を考慮し、前記の割り当て株式数が相当であると判断しております。

(2) 新設分割設立会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、設立会社の資本金および準備金の額を設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策の実現の観点から会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条に記載するとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金および準備金の額は相当であると判断しております。

(3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第2号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、当社は新設分割設立会社の成立日（平成26年4月1日予定）をもって持株会社に移行する予定であります。これに伴い、現行定款第1条に定める当社の商号および第2条に定める目的を変更するものであり、これらの変更は、第2号議案「新設分割計画承認の件」が承認可決され、新設分割設立会社が成立することを条件として、新設分割設立会社の成立日付でその効力が生じるものとします。

また、新設分割設立会社の成立日をもって第1条および第2条の変更の効力が生じる旨の附則を新設いたします。

さらに、取締役の任期に関する規定につき会社法の規定に合わせ所要の修正をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、株式会社シーエーシーと称し、英文では、CAC Corporationと表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社CAC Holdingsと称し、英文では、CAC Holdings Corporationと表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (省略) (新設) 7. ～12. (省略) (新設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理すると共に、当該会社等の事業活動の支援等を行うことを目的とする。 1. ～6. (現行通り) 7. ビジネス・プロセスのアウトソーシング事業 8. ～13. (現行通り) ② 当社は、前項各号及びこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 第1条及び第2条の変更は、平成26年3月27日開催の定時株主総会で承認可決された新設分割計画に基づく新設分割設立会社の成立日をもって効力を生ずるものとする。 なお、本附則は当該成立日の経過後削除されるものとする。</p>

第4号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名が任期満了となります。つきましては、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。候補者番号3番高橋久、4番チェン・ビンおよび5番メヘタ・マルコムは当社の持株会社体制移行に際し就任することとなる取締役でありますので、その選任の効力は、第2号議案「新設分割計画承認の件」が原案どおり承認可決され、新設分割設立会社が成立することを条件として、新設分割設立会社の成立日（平成26年4月1日予定。以下「効力発生日」といいます。）をもって生ずるものといたします。なお、候補者番号10番川真田一幾、11番安達利宏および12番長倉浩和の3氏は、効力発生日の前日（平成26年3月31日予定）をもって辞任により退任される予定ですので、第2号議案「新設分割計画承認の件」および本議案がそれぞれ原案どおり承認可決されますと、効力発生日における取締役の員数は9名となる予定であります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	しまだとしお夫 島田俊夫 (昭和32年6月4日生)	平成4年8月 日揮情報システム株式会社入社 平成9年11月 当社入社 平成10年1月 当社企業力強化本部経営企画部長 平成12年3月 当社執行役員経営企画部長 平成14年3月 当社取締役経営企画本部長 平成15年7月 当社常務取締役経営統括本部長 平成16年3月 当社代表取締役社長 平成23年1月 当社代表取締役会長（現任） 《重要な兼職の状況》 一般社団法人情報サービス産業協会副会長	12,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
2	きこうあきひこ 酒 匂 明 彦 (昭和35年6月15日生)	昭和58年 4月 株式会社コンピュータアプリケーションズ（現株式会社シーエーシー）入社 平成11年 4月 当社金融システム第一事業部長 平成12年 3月 当社執行役員SI事業本部金融システム第一事業部長 平成17年 3月 当社取締役兼執行役員経営統括本部長 平成20年 3月 当社取締役兼常務執行役員経営企画本部長 平成22年 4月 当社取締役兼常務執行役員グローバル推進本部長兼経営統括本部担当兼人事戦略本部担当兼品質保証部担当 平成23年 1月 当社代表取締役社長（現任）	10,400株
※ 3	たかはしひさし 高 橋 久 (昭和32年3月31日生)	昭和54年 4月 株式会社コンピュータアプリケーションズ（現株式会社シーエーシー）入社 平成 9年 1月 当社NSM本部NSM事業推進部長 平成12年 3月 当社執行役員SI推進本部副本部長 平成16年 3月 当社取締役兼執行役員R&Dシステムビジネスユニット長 平成23年 4月 当社執行役員医薬BTOユニット長 平成24年 4月 当社執行役員医薬BTO戦略推進担当（現任） 《重要な兼職の状況》 株式会社クリニカルトラスト取締役副社長 株式会社CACエクシケア代表取締役社長	16,200株
※ 4	チェン・ビン (Bin Cheng) (昭和37年11月12日生)	平成 4年 7月 CAC AMERICA CORPORATION入社 平成12年 4月 当社入社 平成12年 5月 CAC PACIFIC CORPORATION Director & President 平成12年 7月 希亜思(上海)信息技術有限公司董事兼総経理（現任） 平成14年 3月 高達計算機技術(蘇州)有限公司董事兼総経理 平成24年 4月 当社執行役員グローバル戦略推進担当（現任） 《重要な兼職の状況》 希亜思(上海)信息技術有限公司董事兼総経理 高達計算機技術(蘇州)有限公司董事長 Accel Frontline Limited Director（予定）	—

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
※ 5	メヘタ・マルコム (Malcolm F. Mehta) (昭和43年6月4日生)	<p>平成11年 1月 日本貿易振興機構（ジェトロ）入社 ムンバイ事務所 トレードアドバイザー</p> <p>平成17年 6月 Hexaware Technologies Limited 入社 日本代表</p> <p>平成22年 6月 当社入社 グローバル推進本部海外市場開拓部長</p> <p>平成23年 4月 当社グローバルビジネス本部長</p> <p>平成24年 4月 当社執行役員グローバルビジネス本部長</p> <p>平成26年 1月 当社執行役員グローバル戦略推進担当 (現任)</p> <p>《重要な兼職の状況》</p> <p>CAC AMERICA CORPORATION Director & Chairman & Secretary</p> <p>CAC EUROPE LIMITED Director & Chairman</p> <p>CAC India Private Limited President</p> <p>Accel Frontline Limited Executive Director (予定)</p>	—
6	はなだみつよ 花田光世 (昭和23年8月8日生)	<p>昭和49年 8月 南カリフォルニア大学 Laboratory for Organizational Research and Education研究員</p> <p>昭和52年 9月 カリフォルニア州立大学ロサンゼルス 分校社会学部講師</p> <p>昭和61年 4月 産業能率大学教授</p> <p>平成 2年 3月 慶應義塾大学総合政策学部教授（現 任）</p> <p>平成17年3月 当社取締役（現任）</p> <p>《重要な兼職の状況》</p> <p>慶應義塾大学総合政策学部教授</p> <p>オイシックス株式会社社外取締役</p> <p>三谷産業株式会社社外取締役</p> <p>一般財団法人SFCフォーラム代表理事</p>	—

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
7	まつ しま しげる 松島 茂 (昭和24年10月31日生)	<p>昭和48年 4月 通商産業省（現経済産業省）入省 平成 2年 4月 在ドイツ日本国大使館参事官 平成 5年 6月 通商政策局南東アジア大洋州課長 平成10年 6月 工業技術院技術審議官 平成11年 9月 中部通商産業局長 平成13年 4月 法政大学経営学部教授 平成19年 3月 当社取締役（現任） 平成20年 4月 東京理科大学専門職大学院総合科学技術経営研究科教授 平成23年 4月 東京理科大学大学院イノベーション研究科技術経営専攻教授（現任）</p> <p>《重要な兼職の状況》 東京理科大学大学院イノベーション研究科技術経営専攻教授 野村不動産ホールディングス株式会社社外取締役</p>	—
8	ひろ せ みち たか 廣瀬 通孝 (昭和29年 5月 7日生)	<p>平成11年 5月 東京大学大学院工学系研究科機械情報工学専攻教授 平成11年 7月 東京大学先端科学技術研究センター教授 平成18年 4月 東京大学大学院情報理工学系研究科知能機械情報学専攻教授（現任） 平成19年 4月 慶應義塾大学大学院政策メディア研究科非常勤講師（現任） 平成20年 4月 独立行政法人情報通信研究機構プログラムコーディネーター 平成22年 4月 日本バーチャルリアリティ学会会長 平成23年 3月 当社取締役（現任） 平成23年 4月 独立行政法人情報通信研究機構R&Dアドバイザー（現任） 平成24年 4月 日本バーチャルリアリティ学会特別顧問（現任）</p> <p>《重要な兼職の状況》 東京大学大学院情報理工学系研究科知能機械情報学専攻教授</p>	—

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
9	黒田由貴子 (昭和38年9月24日生)	昭和61年 4月 ソニー株式会社入社 平成 3年 1月 株式会社ピープルフォーカス・コンサル ティング代表取締役 平成 3年 8月 ジェミニ・コンサルティング・ジャパ ン入社 平成 8年 8月 株式会社サイコム・ブレインズ取締役 (現任) 平成22年 1月 特定非営利活動法人ジェン (JEN) 理 事 (現任) 平成22年 2月 特定非営利活動法人国連UNHCR協会理 事 (現任) 平成22年 6月 アステラス製薬株式会社社外監査役 (現任) 平成23年 3月 当社取締役 (現任) 平成24年 4月 株式会社ピープルフォーカス・コンサル ティング ファウンダー・取締役 (現任) 平成25年 6月 丸紅株式会社社外取締役 (現任) 《重要な兼職の状況》 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング ファウンダー・取締役 株式会社サイコム・ブレインズ取締役 丸紅株式会社社外取締役 アステラス製薬株式会社社外監査役	—
10	川真田一幾 (昭和37年9月17日生)	昭和61年 4月 株式会社コンピュータアプリケーショ ンズ (現株式会社シーエーシー) 入社 平成16年 1月 当社生産品質強化本部設計・インフラ 監理センター長 平成17年 1月 当社金融システムビジネスユニット長 平成17年 3月 当社執行役員金融システムビジネスユ ニット長 平成21年 4月 当社経営企画本部経営企画部長 平成22年 4月 当社執行役員経営統括本部長 平成23年 1月 当社執行役員営業本部長 平成23年 3月 当社取締役兼執行役員営業本部長 平成24年 1月 当社取締役兼執行役員事業改革本部長 平成25年 1月 当社取締役兼執行役員本社業務担当 平成26年 1月 当社取締役兼執行役員本社業務担当、 経営統括本部長兼大阪支社長兼秘書室 担当 (現任)	5,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、 および重要 な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
11	あだちとしひろ 安達利宏 (昭和37年2月21日生)	昭和60年 4月 日本システムサービス株式会社（現株式会社シーエーシー）入社 平成15年 7月 当社産業システム事業本部産業システム第一事業部長兼同事業本部同事業部クライアントマネジャー 平成16年 9月 当社医薬システムビジネスユニット医薬マーケティングソリューションセンター長 平成18年 4月 当社執行役員システムビジネスユニット副ユニット長 平成19年 1月 当社執行役員医薬ビジネスユニット副ユニット長 平成22年 1月 当社執行役員医薬システムユニット長 平成24年 1月 当社執行役員営業本部長 平成25年 1月 当社執行役員グローバル営業業務担当、産業営業本部長 平成25年 3月 当社取締役兼執行役員グローバル営業業務担当、産業営業本部長 平成26年 1月 当社取締役兼執行役員グローバル営業業務担当、医薬営業本部長（現任）	200株
12	ながくらひろかず 長倉浩和 (昭和39年 1月23日生)	昭和61年 4月 株式会社コンピュータアプリケーションズ（現株式会社シーエーシー）入社 平成15年 7月 当社金融システム事業本部金融システム第一事業部長 平成16年 3月 当社産業システムビジネスユニットプロジェクトマネジメントオフィス長 平成16年11月 当社生産品質強化本部設計・インフラ管理センター長兼同本部同センター統括PMOグループ長 平成18年 1月 当社統括PMO本部統括PMO部長 平成19年 1月 当社ビジネス支援本部生産技術強化部長 平成20年 1月 当社経営企画本部人材強化部長 平成23年 1月 当社執行役員サービスビジネスユニット長 平成25年 1月 当社執行役員グローバル制作業務担当、サービスビジネスユニット長 平成25年 3月 当社取締役兼執行役員グローバル制作業務担当、サービスビジネスユニット長（現任） 《重要な兼職の状況》 希亜思（上海）信息技术有限公司董事長	23,200株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. チェン・ビン氏は、本総会当日までにAccel Frontline Limited Directorに就任する予定です。
3. メヘタ・マルコム氏は、本総会当日までにAccel Frontline Limited Executive Directorに就任する予定です。
4. 黒田由貴子氏の戸籍上の氏名は松本由貴子であります。
5. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
6. 花田光世氏、松島茂氏、廣瀬通孝氏および黒田由貴子氏は、社外取締役候補者であります。
7. 花田光世氏は、主に組織経済学の専門家の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスをいただき、適切な役割を果たしていることから、社外取締役候補者として推薦するものであります。なお、花田光世氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
8. 松島茂氏は、主に経営学の専門家の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスをいただき、適切な役割を果たしていることから、社外取締役候補者として推薦するものであります。なお、松島茂氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
9. 廣瀬通孝氏は、主に先端技術の専門家としての高い見識を基に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスをいただき、適切な役割を果たしていることから、社外取締役候補者として推薦するものであります。なお、廣瀬通孝氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
10. 黒田由貴子氏は、経営者としてのご経験のほか、グローバルな視点での活動のご経験も豊富に有されており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスをいただき、適切な役割を果たしていることから、社外取締役候補者として推薦するものであります。なお、黒田由貴子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
11. 当社と社外取締役花田光世氏、松島茂氏、廣瀬通孝氏および黒田由貴子氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されます。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
12. 当社は、松島茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。

第5号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれも予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を為そうとする特定株主グループを「当該買付者」といいます）が一定の合理的なルールに従って行われることにより、株主の皆様に必要な情報が提供され、不適切な買収により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止して、企業価値の向上に資することになるとの観点から、平成23年3月24日開催の第45回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新」につき、ご承認をいただいておりますが、本対応方針は本総会終結のときをもって有効期間が満了いたします。

そこで当社では、現方針の有効期間満了に先立ち、現方針導入後の情勢変化、法令等の改正等を踏まえて、その更新の是非及び内容変更の要否について検討いたしました。その結果、文言の明確化を図るための修正を行うものです。

本議案の本総会への提出に関しては、社外取締役4名を含む取締役9名全員および社外監査役2名を含む監査役4名全員が同意しております。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）または買付等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者とその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）および特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

1. 本対応方針導入の目的

大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべき事項と考えますが、そのためには買付提案に関する十分な情報やそれを評価するための相当な時間が株主の皆様には提供される必要があると考えております。そのように考える理由は以下のとおりであります。

当社グループは情報化戦略の立案、システム構築、システム運用管理などのITサービスを主たる事業としており、顧客企業各々の情報システムのニーズに合致したサービスを継続的に提供しております。その結果として特定の企業なら

びにその属する業界において多くの業務経験を積み、特有の業務知識・ノウハウを習得したことで、顧客企業から高い評価をいただき、信頼関係を継続しております。そのことこそが、同業他社との競争において、当社グループの重要な強みとなっており、同時に当社グループの企業価値の源泉となっていると認識しております。したがって、各顧客企業と当社との関係性への十分な理解なくして、当社グループの企業価値や買付提案の妥当性を判断するのは容易でない場合があります。

そのため、当該買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様適切に判断いただくためには、当該買付者および当社取締役会の双方から、上記のような事業の背景を踏まえた今後の経営方針、事業計画に加え、特に顧客あるいは業界という側面での営業方針・政策などについての適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。

また、大規模買付行為によって株主の皆様が不測の不利益を被ることを防止し、場合によっては取締役会が株主の皆様の利益のために買付提案の改善を当該買付者に要求する、あるいは代替案を提示するためのルールが必要であると考えております。

当社は、このような基本的な考え方のもとで、以下のとおり大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定するものであります。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 当該買付者は、大規模買付行為の実施前に取締役会に対して、株主の皆様および取締役会の判断のために十分な情報（以下「本件必要情報」といいます）を提供するものとします。その内容は原則として以下のとおりであります。

- ① 当該買付者の概要（当該買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます）
- ② 大規模買付行為の目的および内容
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠
- ④ 買付資金の存在を根拠づける資料
- ⑤ 当社の経営に参画した後、向こう5年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

本件必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、当該買付者は大規模買付行為を行う前に先ず当社代表取締役宛に、当該買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の内容を明示し、大規模買付ルールに従う旨を記載した意向表明書を提出するものとします。

当社は、意向表明書を受領後10営業日以内に、当該買付者から当初提供して

いただくべき本件必要情報のリストを当該買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分であると認められる場合は、十分な本件必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

大規模買付行為があった事実および当社取締役会に提供された本件必要情報は、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合は、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

(2) 取締役会は、当社の要請に基づく本件必要情報の全てを当社が受領した翌日から起算して、60日（買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式全部の買付の場合）または90日（その他の場合）以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成のために必要な期間（以下「取締役会検討期間」といいます）とし、当該買付者は取締役会検討期間中大規模買付行為を開始しないものとします。

また、取締役会は、取締役会検討期間中、当該買付者から提供された本件必要情報を検討し、取締役会としての意見をとりまとめ公表いたします。

3. 対応

(1) 当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

もし当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、取締役会は、当該買付提案に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆様を説得したり、その他の適法かつ相当な対応をとることがありますが、原則として3(2)①または3(2)②に記載した対抗措置をとりません。ただし、たとえ大規模買付ルールが遵守されても大規模買付行為が株主の皆様の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合（例えば、①真に経営参加する意思がなく、株価を一時的に吊り上げて高値で転売する目的である場合、②当社の顧客基盤その他経営資源を当該買付者に移転するなどいわゆる焦土化が目的である場合、③経営資源の売却等によって一時的な高配当により株価を一時的に吊り上げて高値で転売する目的である場合など）は、株主の皆様の利益を守るために、3(2)①または3(2)②に記載した対抗措置をとる場合があります。

(2) 当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、取締役会は株主の皆様の利益を守ることを目的として、以下の具体的対抗策のうち、取締役会が適切と判断する措置をとることができるものとします。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社の株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

①新株予約権の無償割当て

ア. 新株予約権の割当てを受ける者および割当てる新株予約権の数

取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てるものといたします。

イ. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的たる株式の数は新株予約権1個当たり1株といたします。

ウ. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、取締役会が別途定める割当期日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）に相当する数とします。

エ. 新株予約権の発行価額

無償といたします。

オ. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円を下限とし時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で取締役会が定める額といたします。

カ. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものといたします。

キ. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものといたします。

②その他の対抗策

①によることが妥当でないと判断される場合で大規模買付行為に対する対抗策を実施する場合は、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置のうち大規模買付行為に対する対抗策として適法かつ相当と認められる措置をとるものといたします。

(3) 対抗措置発動後の停止

取締役会は、本対応方針に基づき大規模買付行為に対する対抗策を実施することを決定した場合であっても、当該買付者が大規模買付行為を中止した場合や大規模買付ルールを遵守することに同意するなど3(1)(2)に記載する対抗策の発動要件が解消されたと取締役会が判断した場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。

(4) 特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために、社外取締役、社外監査役ならびに必要なに応じて選任される社外有識者で構成される特別委員会を設けます。

取締役会は、3(2)①または3(2)②に記載した対抗措置をとるか否かおよび対抗措置の停止その他重要な判断について必ず特別委員会の勧告を経るものとし、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、特別委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有するものとし、その招集が確実に行われるようにします。なお、特別委員会の概要は別添のとおりです。

(5) 本対応方針の見直しおよび有効期間

取締役会は、関係法令の整備等を踏まえ、本対応方針を随時見直すものとします。

また、本対応方針の有効期間は、平成29年3月開催予定の当社の第51回定時株主総会終結の時までとします。

なお、本対応方針は、その有効期間中であっても、株主総会または取締役会において廃止する旨の決議がなされた場合は、その時点で廃止されるものとします。

4. 発動時に株主・投資者に与える影響等

(1) 発動時に株主・投資者に与える影響

大規模買付行為に対して対抗措置を講じることを決定した場合は、法令および証券取引所規則等に則って適時適切な開示を行い、また、当該買付者以外の株主、投資者に不利益を与えることのないよう適切な配慮をします(ただし、株主の皆様が以下(2)の手続に従うことを前提とします)。

なお、3(3)に記載のとおり、取締役会決議により対抗措置の発動を停止することがあります。取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当てを決議した後において、この発動を停止した場合または無償割当てがなされた新株予約権の全てを当社が無償取得する場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じません。したがって、希釈化が生じることを前提として当社株式の売買等の取引を行った株主、投資者は、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

(2) 発動に伴って必要となる株主の皆様の手続

対抗措置を講じる場合に株主の皆様は、以下の手続をとらない場合は株式持分の希釈化の不利益を受けます。

(新株予約権の発行の場合)

別途公告する基準日までには名義書換を完了し、引受に関わる意思表示と行使手続(行使価額相当額の払込等)を行っていただく必要があります。

(別添)

特別委員会の概要

一 特別委員会運営規程

(設置)

第1条 特別委員会は、取締役会の決議により設置される。

(構成)

第2条 特別委員会の委員は、3名以上とする。

2 特別委員会は、以下各号の委員によって構成されるものとし、取締役会が委員を選任する。

- (1) 1名以上の社外取締役
- (2) 1名以上の社外監査役
- (3) 当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者であって、当社取締役会によって指名された者（原則として、弁護士、公認会計士等の専門家、学識者、金融商品取引に精通する者、または、企業経営経験者、企業経営専門家等とする）

3 委員の追加の必要がある場合、取締役会が独自の判断で候補者を決定する他、特別委員会は取締役会に対して候補者を推薦することができるものとし、かかる推薦があったとき、取締役会は推薦内容を検討するものとする。

4 取締役会は、委員の中から1名を特別委員会委員長に選任し、また、委員の中から1名を特別委員会委員長の職務代行者に選任する。

(任期)

第3条 委員の任期は以下各号のとおりとし、重任を認めるものとする。

- (1) 社外取締役および社外監査役である委員
各々の取締役または監査役としての任期と同じとする。
- (2) 社外有識者である委員
選任後3年とする。

(役割)

第4条 特別委員会は、取締役会の要請に応じて、原則として以下各号の事項について、勧告内容を決定し、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとし、取締役会は、当該勧告を最大限尊重して最終的な決定を行う。

- (1) 買収への対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うこと
 - (2) 買収提案者との事後交渉に基づいて、新株予約権の取得、発行中止を行うこと
 - (3) 前二号に準じる重要な事項
 - (4) その他、取締役会が特別委員会に勧告を求める事項
- 2 特別委員会は、決定に際して、買収提案者や買収提案の内容等について十分な情報を取得するよう努めるものとする。
- 3 特別委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社とする。
- 4 委員は、決定を行うにあたって、当社の企業価値に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

(招集)

第5条 特別委員会は、代表取締役（代表取締役に事故ある場合は取締役会が指名した取締役）および各委員がこれを招集する。

(定足数、決議の要件、議長、オブザーバー)

第6条 特別委員会は、特別利害関係者を除く全委員が出席することによって成立し、その決議は出席した委員（特別利害関係者を除く）の過半数をもってこれを行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合、特別委員会は、特別利害関係者を除く全委員の2分の1以上が出席することによって成立し、その決議は出席した委員（特別利害関係者を除く）の過半数をもってこれを行うものとする。

- 2 特別委員会の議長は、委員長がこれを務めるものとし、委員長に事故あるときは職務代行者がこれを務める。
- 3 決議の対象である買収案件に関して特別な利害関係を有する委員は、決議の議決権を有しないものとする。
- 4 以下各号の者は、議決権を持たないオブザーバーとして特別委員会に出席できる。
 - (1) 代表取締役（代表取締役に事故ある場合は取締役会が指名した取締役）
 - (2) 代表取締役が出席を必要と認める者
 - (3) 特別委員会が出席を必要と認める者

(事務局)

第7条 特別委員会には事務局を置き、経営管理部長がこれにあたる。

(改訂)

第8条 この規程の改訂は、特別委員会の諮問を経て、取締役会がこれを行う。

以 上

第48回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 2階「春海の間」
電話 (03) 3667-1111



交通機関：東京メトロ半蔵門線水天宮前駅4番出口とホテルが直結しております。

東京メトロ日比谷線人形町駅A1出口より徒歩約7分

都営地下鉄浅草線人形町駅A3出口より徒歩約9分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。